

障がい者用PASMOについて

障がい者用PASMOは、第1種身体障害者または第1種知的障害者とその介護者を対象に発行するPASMOです。

購入

障がい者PASMO(本人用)と介護者PASMO(介護者用)を一組とし、PASMO取扱鉄道事業者(一部事業者を除く。)でご購入いただけます。

※ご購入の際、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種と記載されている手帳(身体障害者手帳・療育手帳)をご持参ください。

※すでに別の「障がい者用PASMO」や「障がい者用Suica」をお持ちの場合は、新たに障がい者用PASMOを購入することはできません。

ご利用可能エリア

障がい者PASMO(本人用)・介護者PASMO(介護者用)での交通利用はPASMO・Suicaエリアのみご利用いただけます。

※全国相互利用サービス対象のカードではありません。(電子マネー利用を除く。)

※ご利用可能なエリアの詳細については、各鉄道・バス事業者へお問い合わせください。

バスでのご利用方法

障がい者用PASMOは、バスの運賃箱にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。なお、介護者PASMO(介護者用)を単独でご利用いただくことはできません。

※ご利用の際は、手帳(身体障害者手帳・療育手帳)をお持ちください。

※バス事業者によって、ご利用条件が異なる場合があります。

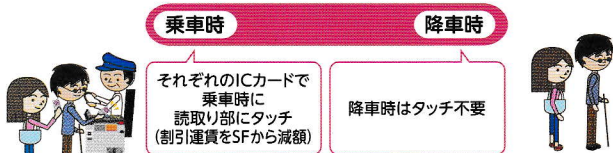
※一般路線バスのほか、一部の都市間高速バスや空港連絡バスでもご利用いただけます。 ※障がい者用Suicaでもご利用いただけます。

障がい者PASMO(本人用)と介護者PASMO(介護者用)をご利用の場合

障がい者PASMO(本人用)と介護者PASMO(介護者用)は、同時且つ同一行程で乗車される場合は、バスの運賃箱にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。

◆運賃前払い方式

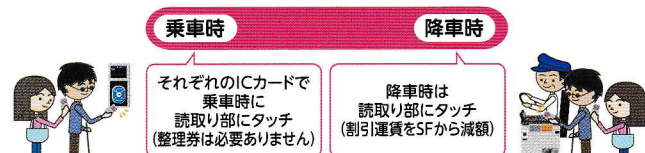
(乗車の際に運賃をいただきます。)



●信用多区方式の路線では、読取り部にタッチする前に、乗務員へ目的地をお知らせください。

◆運賃後払い方式

(降車時にご利用区間に応じた運賃をいただきます。)



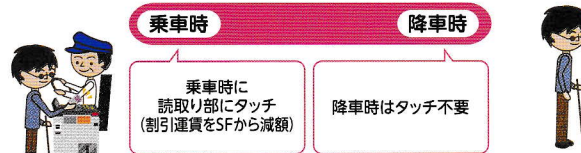
※鉄道でのご利用方法については、各鉄道事業者へお問い合わせください。

障がい者PASMO(本人用)を単独でご利用の場合

障がい者PASMO(本人用)は、バスの運賃箱にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。なお、介護者PASMO(介護者用)を単独でご利用いただくことはできません。

◆運賃前払い方式

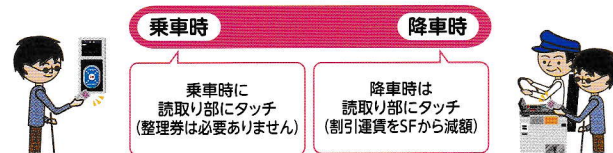
(乗車の際に運賃をいただきます。)



●信用多区方式の路線では、読取り部にタッチする前に、乗務員へ目的地をお知らせください。

◆運賃後払い方式

(降車時にご利用区間に応じた運賃をいただきます。)



※「PASMO」は株式会社パスモの登録商標です。 ※「Suica」は東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※障がい者用PASMOの詳しいお取扱いについては、「PASMO」のホームページをご覧ください。

